

## 公益社団法人長野県社会福祉士会 理事会等運営及び業務執行理事の権限規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人長野県社会福祉士会(以下「本会」という。)定款第4条に規定する本会の事業を円滑に推進するため、理事会及び正副会長会議の運営並びに定款第23条に基づく会長、副会長、理事の権限に関わることについて定める。

### (理事会に付議する事項)

第2条 理事会は、法及び定款に定められた以外に次の職務を行う。付議する事項は、議決事項、報告事項、協議事項とする。

### (理事会の議決事項)

第3条 議決事項は、本会運営に係わる事項及び業務執行に係わる重要事項とする。

- 2 定款上に定めがある他は、会長声明、中・長期の計画、重要な要望・提案事項とする。
- 3 その他、正副会長会議で必要と判断したものとする。

### (理事会の報告事項)

第4条 報告事項は、意思決定事項の実施状況等の必要に応じ、報告をうけるべき事項及び運営にとって重要な内外情勢等の把握としておくべき事項とする。

- 2 定款上に定めがある他は、日本社会福祉士会及び関東甲信越ブロック社会福祉士会連絡協議会等に関する報告とする。
- 3 その他、正副会長会議で必要と判断したものとする。

### (理事会の協議事項)

第5条 協議事項は、本会運営、業務執行に係わる事項で、その対応方針や対応策等に関して協議し、検討を加えるべき事項とする。

- 2 協議事項の提案は、原則として、会長、副会長及び常任理事からとする。
- 3 提案期限は、原則として理事会開催日で事務局の休日を含まない3日前までに、関連資料を添えて事務局に行くこととする。

### (会長に事故があった場合の理事会招集)

第6条 会長に事故があった場合の理事会招集等の職務代理は、予め会長から指名された第1指名の副会長が行う。

### (理事会へのオブザーバー出席)

第7条 常任理事が理事会を欠席する場合には、オブザーバーを出席させることができる。

- 2 理事以外の委員長及びプロジェクトリーダー等については、必要に応じてオブザーバーとして出席させることができる。

### (正副会長会議の協議事項)

第8条 正副会長会議は、会務を円滑に執行するために開催する。

- 2 正副会長会議は、会長、副会長等をもって構成し、次の事項を協議する。
  - (1) 理事会決定を受けた事業推進のための役割分担を確認し、推進体制をつくる。
  - (2) 理事会の議事事項を検討し、理事会の論点を明確にすること。
  - (3) 正副会長は、委員会や地区を分担して委員会・地区間の連携や重要課題への対応を行う。
  - (4) その他事業運営に必要な事項に関すること

3 正副会長会議は、次の場合に会長が招集し開催する。

- (1) 原則として、毎月定例的に開催する
- (2) 副会長及び理事から、会議の目的である事項を示して請求があったとき
- (3) 会長は、前号により請求があったときは、その日から 14 日以内に正副会長会議を招集しなければならない。

(副会長の職務)

第 9 条 副会長の職務は次のとおりとする。

- (1) 組織運営及び総務・庶務的な事業及び災害福祉支援委員会、ソーシャルワーカーデイに関すること
- (2) 事業の運営、地区活動及び福祉まると学会運営委員会、重症心身障害児者シンポジウムに関すること

(業務執行理事の権限)

第 10 条 会長は、一般社団及び一般財団法人法上の代表理事として業務執行する

- 2 副会長は、会長を補佐し、別表 1 に定める業務を分担執行する。
- 3 常任理事は、会長及び副会長を補佐し、別表 2 に定める業務を分担執行する。
- 4 業務執行理事は、業務を分担執行する事業実施計画は周知の 1 週間前までに、事業報告書については実施 2 週間以内に事務局に提出する。

(事務局)

第 11 条 法人の事務を処理するため定款第 50 条に規定する事務局は、会長等の命を受けて事務処理を行う。

(別表 1)

職務	担当	副会長の権限
副会長	第 1 指名	理事会等運営及び業務執行理事の権限規程に定める(1)副会長の所掌事務に関すること
	第 2 指名	理事会等運営及び業務執行理事の権限規程に定める(2)副会長の所掌事務に関すること

(別表 2)

職務	担当	委員長・支部長の権限
常任理事	福祉活動委員会	委員会設置規則に定める福祉活動委員会の所掌事務の業務に関すること。
	虐待対応委員会	委員会設置規則に定める虐待対応委員会の所掌事務の業務に関すること。
	広報編集委員会	委員会設置規則に定める広報編集委員会の所掌事務の業務に関すること。
	生涯研修 C 運営委員会	生涯研修センター設置運営規程に定める生涯研修センター所掌事務の業務に関すること。
	ぱあとなあ運営委員会	ぱあとなあ設置運営規程に定めるぱあとなあ所掌事務の業務に関すること。
	地域定着 C 運営委員会	地域定着センター設置運営規程に定める定着センター所掌事務の業務に関すること
	東北中南信地区活動	地区活動運営規程に定める地区活動の業務に関すること。